



鳥取県公報

平成16年6月25日(金)

号外第96号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例(34)(県民室).....	3
	鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例(35)(産業技術センター).....	5
	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例(36)(空港港湾課).....	5
	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(37) (警察本部警務課).....	8
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(38)(審査指導室).....	9

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

1 用語の意義に関する事項

- (1) 申請の意義に、鳥取県補助金等交付規則に規定する補助金等及び貸付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。)の交付を求める行為に該当するものを加えることとした。(第2条関係)
- (2) 事前協議の意義を、申請に先立ち、申請を予定する者(以下「申請予定者」という。)が当該申請の内容の適否について行う協議をいうこととする事とした。(第2条関係)

2 事前協議に係る行政指導に関する事項

- (1) 行政機関は、事前協議がその事務所に到達してから当該事前協議に対する適否の応答をするまでに通常要すべき標準的な期間(専ら申請予定者が処理すべき期間を除く。以下「協議期間」という。)を定めるとともに、これらの当該事前協議に携わる行政機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にするものとする事とした。(第34条の2関係)
- (2) 事前協議に携わる者は、事前協議の申入れがあったときは、当該事前協議の申入れをした者に対し、協議期間を教示するものとする事とした。(第34条の2関係)

3 事前協議に係る行政指導に対する異議に関する事項

- (1) 事前協議の申入れをした者は、当該事前協議の処理に関し異議があるときは、行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる事とした。(第34条の3関係)
- (2) 行政機関の長は、異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする事とした。(第34条の3関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県産業技術センターの測定機械の使用料の上限を1時間につき2,700円(現行 1,400円)とするこ

ととした。(別表第1関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 制限区域等(第2条の2関係)

(1) 港湾施設のうち知事が指定する区域(以下「制限区域」という。)には、知事が指定する期間(以下「制限期間」という。)内は立ち入ってはならないこととした。ただし、立入りの必要があるものとして規則で定める場合は、この限りでないこととした。

(2) 知事は、制限区域を指定したときは、その区域を告示するものとする事とした。

(3) 知事は、制限期間を指定したときは、規則で定める方法によりその期間を公示するものとする事とした。

- 2 禁止行為(第2条の3関係)

港湾施設においては、その利用を妨げる行為等をしてはならないこととした。

- 3 監督処分(第11条の2関係)

(1) 知事は、1(1)の規則で定める場合を除き、制限区域内に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、制限区域内への立入りの中止、制限区域からの退去その他必要な措置を命ずることができることとした。

(2) 知事は、2の禁止行為をしようとする者又は禁止行為をした者に対し、禁止行為の中止、港湾施設からの退去その他必要な措置を命ずることができることとした。

(3) 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができることとした。

ア 許可を受けないで港湾施設を使用した者

イ 許可を受けないで港湾施設に設備を設置し、又はその変更をした者

ウ 許可を受けないでポートパークにおける制限行為を行った者

- 4 罰則(第14条関係)

3の監督処分に従わない者は、5万円以下の過料に処することとした。

- 5 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

- 6 施行期日等

(1) この条例は、平成16年7月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

(3) 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例について所要の改正を行うこととした。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県岩美警察署及び鳥取県溝口警察署を廃止することとした。(別表関係)

- 2 岩美郡を鳥取県鳥取警察署の管轄区域に加えることとした。(別表関係)

- 3 八頭郡河原町を鳥取県智頭警察署の管轄区域(現行 鳥取県郡家警察署の管轄区域)とすることとした。(別表関係)

- 4 東伯郡大栄町を鳥取県倉吉警察署の管轄区域(現行 鳥取県八橋警察署の管轄区域)とすることとした。(別表関係)

- 5 西伯郡大山町及び名和町を鳥取県八橋警察署の管轄区域(現行 鳥取県米子警察署の管轄区域)とすることとした。(別表関係)

- 6 西伯郡岸本町並びに日野郡溝口町及び江府町を鳥取県黒坂警察署の管轄区域に加えることとした。(別表関係)

- 7 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 8 この条例は、平成17年 4月 1日から施行することとした。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 借受者が死亡したとき等に育英奨学資金の返還に係る債務の全部又は一部を免除することができる育英奨学資金の借受対象者に、盲学校、聾学校及び養護学校に在学する者を加えることとした。
- 2 この条例は、平成17年 4月 1日から施行することとした。

条 例

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第34号

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例（平成 6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5）申請 <u>次のいずれかの行為に該当するものをいう。</u></p> <p>ア 条例等に基づき、知事等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、<u>当該行為に対して知事等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5）申請 <u>条例等に基づき、知事等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して知事等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</u></p>

きこととされているもの

イ 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第2条第1項に規定する補助金等及び貸付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。）の交付を求める行為

（6）及び（7）略

（8） 事前協議 申請に先立ち、申請を予定する者（以下「申請予定者」という。）が当該申請の内容の適否について行う協議をいう。

（9）略

（事前協議に係る協議期間）

第34条の2 行政機関は、事前協議がその事務所に到達してから当該事前協議に対する適否の応答をするまでに通常要すべき標準的な期間（専ら申請予定者が処理すべき期間を除く。以下「協議期間」という。）を定めるとともに、これらの当該事前協議に携わる行政機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

2 事前協議に携わる者は、事前協議の申入れがあったときは、当該事前協議の申入れをした者に対し、協議期間を教示するものとする。

（事前協議の処理に関する異議）

第34条の3 前条第2項の事前協議の申入れをした者は、当該事前協議の処理に関し異議があるときは、行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。

（補助金等へのこの条例の適用）

第40条 条例等に基づく鳥取県補助金等交付規則第2条第1項に規定する補助金等及び貸付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。）に係る行為は、処分、行政指導又は届出とみなして、この条例の規定を適用する。

（6）及び（7）略

（8）略

（補助金等へのこの条例の適用）

第40条 条例等に基づく鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号）第2条第1項に規定する補助金等及び貸付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。）に係る行為は、処分、行政指導又は届出とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第35号

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例

鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第5条関係）			別表第1（第2条、第5条関係）		
1 略			1 略		
2 設備使用料			2 設備使用料		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
略			略		
3 測定機械	1時間につき	2,700円以内で知 事が別に定める額	3 測定機械	1時間につき	1,400円以内で知 事が別に定める額
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第36号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(制限区域等)</p> <p>第2条の2 港湾施設のうち知事が指定する区域（以下「制限区域」という。）には、知事が指定する期間（以下「制限期間」という。）内は立ち入ってはならない。ただし、立入りの必要があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により制限区域を指定したときは、その区域を告示するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により制限期間を指定したときは、規則で定める方法によりその期間を公示するものとする。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第2条の3 港湾施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 港湾施設の利用を妨げる行為</p> <p>(2) 港湾施設をき損し、又は汚損する行為</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、港湾施設の保全上又は管理上支障となるおそれのある行為であって規則で定めるもの</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものであるとき。</p> <p>(5) 港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものであるとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(港湾施設の滅失き損)</p>	<p>(使用等の許可)</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(港湾施設の滅失き損)</p>

第8条 その責めに帰すべき事由により港湾施設を滅失し、又はき損した者は、知事の指示によって原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(監督処分)

第11条の2 知事は、第2条の2第1項ただし書に規定する場合を除き、制限区域内に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、制限区域内への立入りの中止、制限区域からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、第2条の3各号に掲げる行為(以下「禁止行為」という。)をしようとする者又は禁止行為をした者に対し、禁止行為の中止、港湾施設からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項の許可を受けないで、港湾施設を使用した者
- (2) 第3条第4項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者
- (3) 第3条の2第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為を行った者

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 第11条の2第1項から第3項までの規定による知事の命令に従わない者

第8条 使用者は、その責に帰すべき事由により港湾施設を滅失し、又はき損したときは、知事の指示によって原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項の許可を受けないで、港湾施設を使用した者
- (2) 第3条第4項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者
- (3) 略
- (4) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第11条の2第3項第3号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第22号)の一部を次のように改正する。
鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例第2条の規定中、鳥取県港湾管理条例第8条の改正規定を削り、同条例第10条及び第14条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(公益上の必要による許可の取消し等)</p> <p>第10条 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、使用者又は第3条の2第1項の許可を受けた者に対し前条に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条の2第3項において準用する第3条第5項の規定による許可条件に違反して第3条の2第1項の許可に係る行為を行った者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(公益上の必要による許可の取消し等)</p> <p>第10条 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、使用者に対し前条に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第37号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加え、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前															
別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域	別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取警察署</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市及び岩美郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市及び岩美郡	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県岩美警察署</td> <td style="text-align: center;">岩美郡岩美町</td> <td style="text-align: center;">岩美郡のうち岩美町、福部村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取警察署</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡のうち国府町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県岩美警察署	岩美郡岩美町	岩美郡のうち岩美町、福部村	鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市、岩美郡のうち国府町
名 称	位 置	管 轄 区 域														
鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市及び岩美郡														
名 称	位 置	管 轄 区 域														
鳥取県岩美警察署	岩美郡岩美町	岩美郡のうち岩美町、福部村														
鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市、岩美郡のうち国府町														

鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町及び若桜町	鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち郡家町、河原町、船岡町、八東町、若桜町
鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	八頭郡のうち河原町、用瀬町、佐治村及び智頭町	鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	八頭郡のうち智頭町、用瀬町、佐治村
略			略		
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市並びに東伯郡のうち北条町、三朝町、関金町、大栄町及び湯梨浜町	鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、関金町、湯梨浜町
鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち琴浦町並びに西伯郡のうち大山町、名和町及び中山町	鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち大栄町、琴浦町、西伯郡のうち中山町
鳥取県米子警察署	米子市	米子市並びに西伯郡のうち日吉津村、淀江町及び南部町	鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、淀江町、大山町、名和町、南部町
鳥取県境港警察署	境港市	境港市	鳥取県境港警察署	境港市	境港市
鳥取県黒坂警察署	日野郡日野町	西伯郡のうち岸本町及び日野郡	鳥取県溝口警察署	日野郡溝口町	西伯郡のうち岸本町、日野郡のうち溝口町、江府町
			鳥取県黒坂警察署	日野郡日野町	日野郡のうち日野町、日南町

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第38号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		

育 英 奨 学 資 金	有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、高等専門学校、大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）又は専修学校に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができるものと認められる場合を除く。）	債務の全部又は一部	育 英 奨 学 資 金	有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校、高等専門学校、大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）又は専修学校に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができるものと認められる場合を除く。）	債務の全部又は一部
	略	略	略		略		
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。